

保存版 令和6年度版 年金の受け方 【追補】

令和6年8月1日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

「60歳以降も引き続き働く場合」（5頁）

「賃金下がると高年齢雇用継続給付を受けられます」における「●受給できる条件は…」の下線部の記述が下記のとおり変わりました。

（変更前）▶賃金が 370,452円（令和5年8月1日～）未満

（変更後）▶賃金が 376,750円（令和6年8月1日～）未満